

公立大学法人横浜市立大学業務方法書（案）

[平成 17 年 4 月 日 横浜市長認可]

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 2 条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第 3 条 法人は、定款第 22 条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第 4 条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第 5 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

（その他）

第 6 条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附則

（施行期日）

この業務方法書は、横浜市長の認可のあった日から施行する。

〔参考〕

1 《地方独立行政法人法》

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期計画）

第二十六條 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 《公立大学法人横浜市立大学の定款》

（業務の範囲）

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを経営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

3 《横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則》

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の委託の基準
- (2) 競争入札その他契約に関する基本事項
- (3) その他法人の業務の執行に関して必要な事項